

松財固第1197号
平成30年12月27日

各位

松戸市長 本郷谷 健 次
(公印省略)

北海道胆振東部地震により被害を受けた方の平成30年度松戸市
固定資産税・都市計画税に係る延長後の納期限について（通知）

本年9月の北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けられた皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

被災地域の納税者様を対象に、「平成30年10月29日付け松財固第930号」をもって、平成30年度分の固定資産税及び都市計画税の第3期以降の納期限を延長する旨の文書を送付いたしましたが、この度、延長後の納期限を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 平成30年度の固定資産税及び都市計画税に係る納期限

| 期別 | 当初の納期限 | 延長後の納期限 |
|-----|--------------|------------|
| 第1期 | 平成30年 5月 1日 | 延長はありません。 |
| 第2期 | 平成30年 7月 31日 | 延長はありません。 |
| 第3期 | 平成30年11月30日 | 平成31年1月31日 |
| 第4期 | 平成31年 1月 31日 | 延長はありません。 |

2 納付書について

納期限を延長した第3期分の銀行用（コンビニを含む）と郵便局用の二種類の納付書を同封いたしますので、ご都合の良い納付場所にて納期限までにご納付くださるようお願いいたします（納付場所は納付書に記載しています）。

また、お手数ですが、平成30年4月既に送付いたしました第3期分納付書は破棄してくださるようお願いいたします。第4期分の納付書につきましては、納期限に変更ありませんので、既に送付いたしました納付書をご利用ください。

※第4期分の納付書がお手元がない方は、再発行いたしますので固定資産税課あてご連絡ください。

問合せ先
課税の内容又は延長後の納期限について
松戸市 財務部 固定資産税課
電話 047-366-7323（直通）

納付について
松戸市 財務部 収納課
電話 047-366-7325（直通）